

婦人関係資料シリーズ

国際資料 No. 44

世界の婦人たち No.10

—— オランダ・ベルギー ——

57

労働省婦人少年局

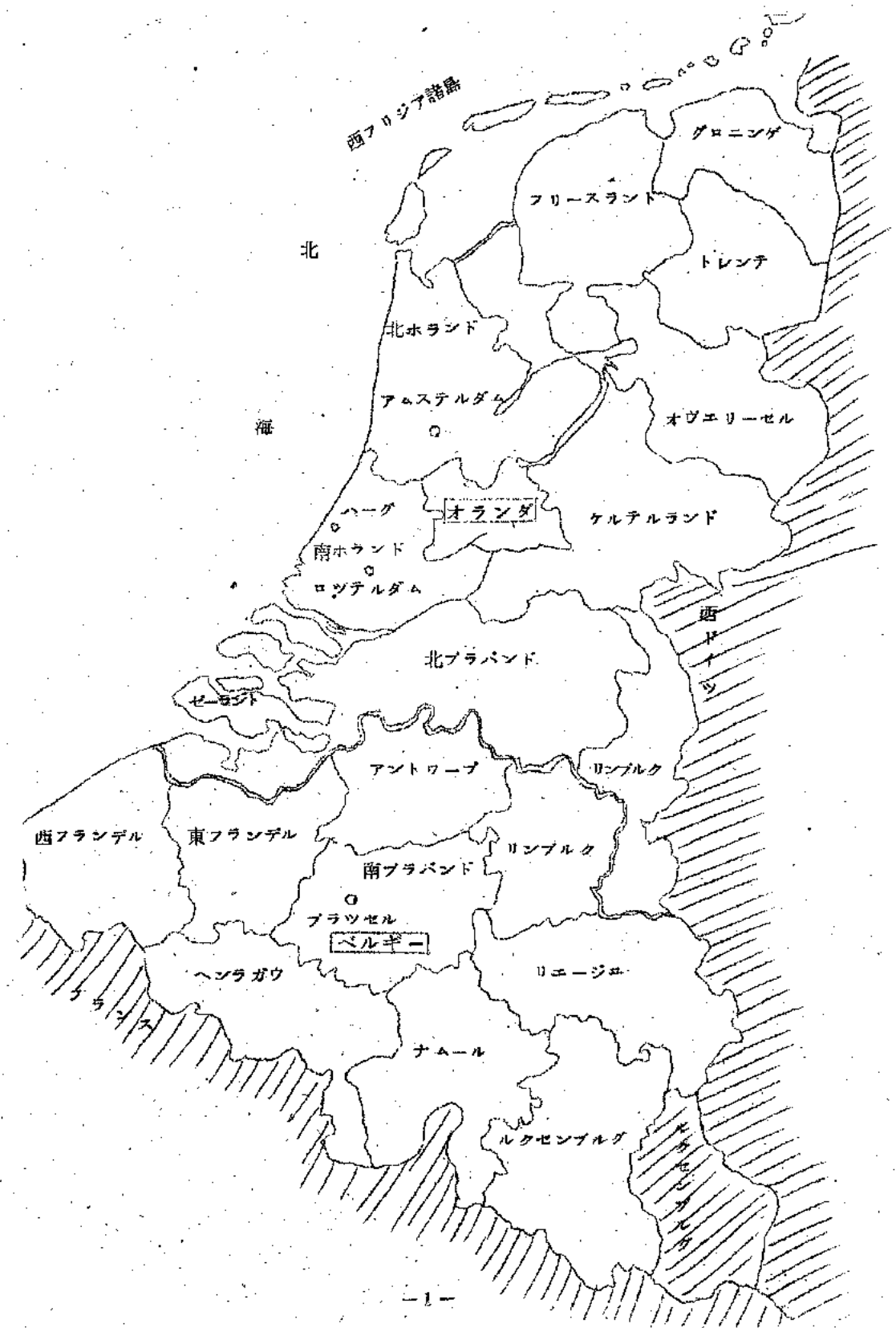
は し が き

世界のいろいろな国で婦人たちはどのような生活をしているか、という問題に直面している。かなどということに関心をもたれるかたがために、新しい情報をお伝えするため、婦人少年局は国際資料「世界の婦人たち」を刊行しておりますが、今回はオランダとベルギーの婦人について御紹介します。これは次の和文英文ならびに仏文資料に基づき編集したものです。

1957年 2月

労働省婦人少年局

- Women in the Netherlands (by Dra M.G.Schenk)
- Digest of the Netherlands 1955
- La Condition Sociale de la Femme (Universite Libre de Bruxelles)
- 国連資料
 1. Comments of Governments on the Text of the Draft Convention on political Rights of Women E/CN 6/184 5 Feb. 1952
 2. Status of Women in Family Law E/CN 6/185 Add.1 5 Mar. 1952
 3. Status of Women in Family Law E/CN 6/185 Add.4 11 Jun. 1952
 4. The Road to Equality — Political Rights of Women ST/SOA/13 17 Dec. 1952
 5. Status of Women in Private Law E/CN 6/186 Add.3 8 Jan. 1953
 6. Women in Political and Public Life E/CN 6/212 20 Feb. 1953
 7. Economic Opportunities for Women: Part-time Work for Women E/CN 6/213 20 Feb. 1953
 8. Parental Rights and Duties E/CN 6/230 8 Dec. 1953
 9. Part-time Work for Women E/CN 6/236 15 Jan. 1954
 10. Access of Women to Education E/CN 6/250 26 Feb. 1954
 11. Nationality of Married Women E/CN 6/254 Nov. 1954
 12. Biennial Report on Family, Child and Youth Welfare 1951 and 1952 ST/SOA/SER. D/3 December 1954
 13. Access of Women to Education E/CN 6/266 3 Feb. 1955
 14. Newsletter on the Status of Women No. 13 September 1956
- ILO 資料
 1. International Labour Review Vol. LXIII No.6 June 1951
 2. Industry and Labour Vol. XV No.8 15 April 1956
 3. ILO 時報第6巻第3号昭和29年11月 国際労働局 日本駐在事務所
 - 4 国際労働経済統計年鑑 昭和31年
- 世界年鑑 1956 共同通信社
International Women's News August 1955



目 次

○ オランダの婦人	6
1. オランダについて	6
2. 歴史的展望	6
3. 日常生活	10
4. 法律上の地位	11
a. 政治的権利	11
b. 私法上の地位	12
5. 教育	15
6. 労働	15
7. 社会福祉	16
8. 婦人団体	19
○ ベルギーの婦人	23
1. ベルギーについて	23
2. 法律上の地位	24
a. 政治的権利	24
b. 私法上の地位	24
3. 教育	28
4. 労働	29
5. 社会福祉	29
6. 婦人団体	32

オランダの婦人

1. オランダについて

オランダは、ヨーロッパ大陸の北西部にあり、東はドイツ、南はベルギーに接し北西部は北海に接している。総面積33300平方キロメートル（日本の約十分の一で関東地方と大体同じ大きさ）人口は約1050万人で世界で最も人口密度が高く、一平方キロメートルに324人（日本は244人）となつている。

その国土の四分の一が海面以下の低地、大半は沼沢地で、山地は殆どない。気候は余り温暖でなく、雨が多くて冬季は東部イングランドより寒い。

住民の大部分はオランダ人で、全人口の五分之一が首都のアムステルダム、ロッテルダム、政府所在地ハーグの三大都市に集中している。

古代オランダにはバタヴィア人、フリース人が住み、ローマ、フランク王国、ドイツ帝国更にスペインといろいろの国に征服された歴史を経て、1565年にスペインより独立して共和国を樹立し、17世紀末には海上権を握つて欧州有数の海洋国であり、植民地もたくさん保有した。

フランス革命当時はフランスの革命軍に占領されてフランス領となつたが1813年に独立した。第一次大戦には厳正中立を守り、第二次大戦にも中立を宣言したが、1940年5月ドイツ軍に進軍されて、ウィルヘルミナ女王と政府はロンドンに亡命した。1944年9月連合国のオランダ解放と同時に政府は本国に帰つた。

現在は1948年即位したユリアナ女王を戴く立憲君主国で1848年の憲法による上院50人、下院100人の二院制議會がある。

国土の大半が平野なので、農業、牧畜が盛で、酪農は世界有数、チーズの生産高は世界第二位で紡績業、造船業、食品工業も発達しており、チューリップ栽培等の園芸でも有名である。

政治的、経済的にベルギー、ルクセンブルグとの結びつきは固くまた西欧連盟、欧州會議、北大西洋条約、欧州經濟協力機構、欧州防衛共同体などに加盟して國際陣營の一員となつてゐる。

2. 歴史的展望

17世紀頃まで、オランダの婦人は、農家、商家、又は職人の妻として夫の仕事を助けたり家事をして、大抵よく働いていたが、自分達の仕事は実の中にあり、夫の手助けをすることであると考へており、婦人がもし公けの職につくことをす、められたとしても、恐らく受けなかつたに違いないと思われる。しかし、一旦事あるときには勇敢で、たとへば、オランダ

ダがスペインの支配を脱する為に戦つた80年戦争（1568～1648）において、ハーレムの町がスペイン人に包囲された時、ハーレムの一市民の妻ケナウ・シモンズ・ハッセルーは、最初の婦人補助部隊ともいふべきものを組織した。彼女達は、油や煮えたタールを運んで、町の城壁によじ登ろうとするスペイン人の頭上からこれを浴びせるのを手伝つた。

又、文化的な面にも婦人が貢献しており、エリザベス・ウォルフやアグタ・テケンのように文壇に知られた女流作家もあつた。

社会事業の面においては、当時、女も男と同じ位、重要な地位をしめていた。又多くの婦人が老人ホームや孤児院の院長になつてゐた。中世紀には、西欧は全部カトリック教が支配していたから、こういう施設は普通修道院に属していたのである。しかし新教が興りカルビン派教会がオランダの正式な教会と認められてからは、修道院がなくなるとともにこれらの施設を運営していた尼僧達もいなくなり、これに代つて、町やカルビン教会又はもつと小さい宗派、或は個人によつてこの種施設が設けられたが、これらの理事会には多くの婦人が加り、日常の監督は殆ど婦人の手に委ねられていた。アムステルダムでは、カルビン派の養老院の婦人院長が、執事として、教会の正式な職務さえもつていた。

18世紀末、フランスのいわゆる第三階級である平民が、貴族や僧侶に対して権利を主張し、フランス革命がおこつた当時、オランダの婦人は相当に独立性をもつていた。婦人達が店を經營したり、商売をやつたりした。男が海で獲つた魚の売買は殆ど女がやつた。未亡人で亡夫の商売を引き継ぎ少しも不振にもせず続けていくものも多かつた。この時代の或作家が、*「今は婦人の時代である。良識ある人はこれを否定しないであらう。」*と云つた位であつた。

しかし、19世紀になると形勢は一変した。即ち、フランス革命の後、ナポレオン大帝は一時ヨーロッパ全土を支配したが、その後1813年にオランダが独立を回復した後も、ナポレオンの行つた立法の多くがそのまま残つた。この立法はオランダの婦人にとっては、彼女らの政治的社会的地位における重大な後退を意味した。即ち、ナポレオンの立法によれば、婦人は白痴と同じ扱いを受け、政治的権利も、民事上の権利も持たなかつたのであるが、これが極く最近に至るまで大きな影響を残していた。

ナポレオン戦争で經濟の麻痺したオランダは貧しくなつたが、まもなく典型的オランダ人ともいふべき、働き者で儉約家で貯蓄を励行し、特別な危機のない限り、安穩に暮していく小市民達が又復活して、再び或程度の繁榮をもたらした。この階級の婦人達は皆自分の家で、多くは商店主、職人又は農夫の夫を助けて働いた。

19世紀には、この階級の方の端には、相当金持ちの人々が出て、このグループの婦人達が

後に婦人解放運動の先駆者となった。産業革命のため、今まで主婦達が自分でしていた家事は次第に簡単になっていった。又、機械の導入のために工場で人手が余ってきて、召使を安く雇うこともできるようになった。これらの結果、主婦の家庭における仕事は一日中かゝるということとはなくなり、未婚の娘たちのエネルギーも余り使い道がなくなつた。彼女らは、ピアノや刺繍や訪問や夕食会などで時間をつぶしていたが、19世紀には、医学の発達のために婦人がお産で死ぬことが減つたので、嫁夫の後妻になつてその子供達の母となるということが少くなり、結婚の機会も前より減つたとシエックは云っている。そこで、有閑独身婦人の数が増加し、独立して暮すに充分な金があつても単調で大変退屈な暮らしであつたし、もし兄弟の世話にならねばならぬ時にはもつと憂うつな人生を送らねばならなかつた。

一方、前述の「小市民」の他方の端には夫の収入が、生活費に足りないので、家族の生活費を稼ぐために朝から晩まで工場や農場などで奴隷のように働き、労働過重に悩む婦人があつた。機械化の最初の頃には、多くの工場主は、婦人の方が器用で機械の操作がうまい上に、賃金は安くすむので、婦人の方を好んで雇ひ酷使した。これらの婦人達は自分達の労働条件改善のために戦ふことなどは出来ない程に疲れ切つていた。

しかし、オランダにおいては、このような両極端、即ち、仕事や目的がなくて困っている上流婦人や、仕事が多すぎ激しすぎて苦しんでいる下層婦人の数は、その人口の社会的構成からいって比較的少かつた。これが、オランダで婦人運動が余り激しくおこらなかつた理由の一つとしてあげられている。もう一つの原因は血なまぐさい革命をおこすには、余りに冷静で、理性的なオランダ人の国民性にあるといわれている。

それでも、とにかく、婦人に対する社会の態度は変つていった。他の多くの国々と同様、オランダの婦人運動は慈善事業家の力によるところが大きかつた。

1830年頃にはじまつた宗教改革の結果、人々は、キリストが聖書の中で弟子に教えた教訓、即ち、飢えた者に食を与え、衣服のないものには着せ、病める者を看り、囚人を慰めよなどを重んじ、婦人達も、はじめは個人個人でこれを行つていたが、次第にこの目的の為の団体が出来るようになった。これ等の団体の活動を通じて、婦人達は、貧しい婦人達の道德問題を痛感し、この婦人慈善家の中から、いわゆる男女における道德の二重性に対して戦う人達が出て来た。その頃は、一夫一婦制がたてまえでありながら男が売春婦を買うことはとがめられず、もし婦人が行き過ぎたことをすれば、永久に社会的面目を失ふことが普通であつたのである。しかし、これら婦人達の努力の結果、かゝる二重の道德基準は今はない。

次いで、貧しい婦人達の針仕事を売つてその生活を助けるための団体ができ、「労働は貴い

ものである。」とのスローガンをもつて働いたが、実際には内職者の氏名は匿して行われた。又、乳母、裁縫師などとして働くために必要な専門的知識の講習会などを催すことも始められた。

その頃は看護婦という職業は、良家の子女がなすべきものとは考えられていなかったが、クリミア戦争の時のナイチンゲールの活躍が刺激となつて、看護婦養成所が次々に出来て実績をあげ、免許制度も出来た。最初の職業組合は看護婦が作ったものであつた。

当時、平民の女子教育は、よくて小学校程度で、小学校卒業後は家で働くことがふつうであつた。上流家庭の女子は、全く家庭教師にまかされるか、一、二年外国の寄宿学校にやられて淑女としての教養を教えられた。しかし、独立を望む若い娘達はこれで満足できず、中等程度の学校が先づ門扉を開き、次いで大学への準備教育である高等学校へ、そして当然に大学への道が開かれた。イギリスはじめ他の西欧諸国では、こゝに達するまでに相当の闘争があり、死傷者が出る程の事が起つたところもあるが、オランダでは障害がなかつたとはいわないが、比較的順調に運んだ。女子の最初の大学卒業生が出たのは1879年、アレクサ・ジョイコブという医師の娘であつたが、自分も婦人や子供のための医師となつて、家族計画に関心を抱き、その頃としては「職業婦人」よりもつと思ひもよらぬことであつた。「産後無眠」の信奉者になつた。

大学にいかぬ女子の爲には、主婦としての教養をつな学校ができ、又社会事業の学校も19世紀末には出来ていた。

こゝに至り、婦人は、何を要求するにも、政治的発言権がなくてはならぬことを悟り、参政権獲得のための団体ができた。そして、こゝでも案外に抵抗が少く成果があがつて、一時不可能に思えた事も、間もなく実現するという工合であつた。1898年、ウイルヘルミナ女王即位記念に、婦人労働展を行い、これが大成功で、既に目覚めていた婦人達に勇気を与え、消極的なものを激励するに役立つた。しかし、この展覧会は、当時の婦人運動の偏向性を象徴したように、一部上流婦人のみの手で行われ、実際に苦しみ悩んでいた婦人労働者はこれに直接参画しなかつた。しかし、展覧会場には、朝4時半から夕暮まで働かされて、男は週5〜12ギルダを得るのに、女は全く同じ仕事をしても1〜4ギルダしか得られないこと、失業するのがいやなら、婦人は分娩の日まで重労働をし、三日後には又仕事に出ねばならないというような事が展示されて、間接に婦人労働者の地位向上のために働きかけた。

この1898年の婦人展覧会はオランダの婦人運動史の第一期の終りであり、ウイルヘルミナ女王治下の50年間に偏向性はなくなり地についたものになつた。1948年にウイルヘルミナ女王即位50年記念に催された婦人展覧会には、第一回の展覧会の指導者であつた慈善家の淑女達や権力の為と戦つた婦人闘士は共に見られなくなつてた。つまり、いろいろの階級から出た

新しい型の働く婦人が前面に出て来たのである。そして一つと重要なことは、1948年には、婦人労働が社会そのもの、内部の本質的な問題となつていて、特にとりたてて婦人労働展示会をするのは實際上、もう不可能になったことがわかつたのである。

オランダの婦人は、第一次大戦以後、女も男と全く同様に働けることが明かになったので、国家的問題についての発言権をもつ事も一般に受け入れられ、1917年に被選挙権を、1922年に選挙権を得た。この事も又オランダでは比較的静かに運ばれ何度かデモ行進などはあつたが、英国における如き斗争は全くなかつた。

爾來、婦人はいつも国会に議員を出し、現在、各種の専門的な部門で、政党内にも重要な地位を占めている。

又、長い間懸案であつた、妻の民事上の地位も、1956年6月14日の法律第943号「妻の契約上の無能力を廃止する法律」によつて大幅に向上された。

3 日常生活

1947年の調査によれば、オランダの既婚婦人の89%約200万人は、家庭にあつて家族のために家事をしたり、夫の仕事を手伝つたり、或いは社会事業や文化事業に時々奉仕をしたりして過している。

主婦の行う家事は、種々雑多なものが含まれるが、家の清掃、食事の支度、衣類の世話、家庭に楽しいふんい気を作ること、子供を育てることなどは、どの主婦にも共通することである。

オランダの食事はどちらかといえば単純なものである。朝は店から買つてきたパンを切つて、チーズ、バター、マーガリン、ジャムなどをぬつたり、又は主婦がもつと栄養に関心があれば、りんご、とまと、人参などの切れを一緒に食べ、大人はお茶、子供は牛乳を飲むだけである。朝食後子供は自転車にのつて学校へ行く。小さい子供は父や兄の自転車に乗せて連れて行く。オランダでは2人に1人は、モーター付自転車を持つている。

10時半頃、主婦はお茶を飲んで一休みし、12時半頃昼食をとる。この昼食も頗る簡単で、パンとバター、それにソーセージとか冷肉、チーズ、ジャムなどで、大人はコーヒーを飲み、子供は牛乳を飲む。主人は、サンドウィッチを弁当に持つて出る場合も多い。農村では、農繁期には、婦人達がコーヒーを農場まで運んで行く。午後のお茶はオランダ人にとって重要なもので、子供が学校から帰つた頃に出される。6時頃に夕食をするが、一日のうちこれだけが温い食事である。じやがいも、菜類をゆでたり、肉を揚げたり、むし焼きにしたり、時には魚を食べる。はじめにスープを飲み、あとで食後のお菓子を食べる習慣を今でも続けている家庭もある。

夜は、大抵家にいてラジオを聞いたり、新聞や雑誌や本を読んだりする。オランダの家庭は殆ど全部ラジオを備え、新聞をどつている。婦人の雑誌は大抵週刊であるが、非常に多くよまれていて、婦人雑誌の総発行部数は、オランダの全家庭数より多い。時には夜は友達同志訪問して語り合つたり、ブリッジなどして遊んだりする。又、大抵のオランダ人は多かれ少かれ定期的に映画を見にいき、劇場や音楽会に出かけるものも多い。婦人団体の会合などは午後にも多くもたれ、男子の場合は夜である。

主婦は、その経済力に応じて、衣類をミシンで自分で縫つたり、編んだりする人も多い。

4 法律上の地位

a. 政治的権利

オランダ婦人は1917年に被選挙権を得た。そしてその年に国会の下院に、スゼ・グローネヴェックが最初の婦人議員となり、又、ビスマン・ブロック・ヴァイブランディは、1920年にリュウヴアルデンの町会議員になつたが、後にオランダで最初の婦人助役(alderman)になつた。

選挙権については、アレクサ・ジェイコブ等の努力の結果、1919年に獲得、1922年に憲法中にもこれが謳われた。

現在(1955年)、国会には、下院に100人中9人、上院に50人中2人の婦人議員がおり、31人の州会議員、322人の市町村会議員(そのうち13人は助役alderman)がいる。

オランダ政府は、国連の「婦人の参政権に関する条約」に対する署名をまだ行っていない。同条約の第3条に「婦人は、なんらの差別も受けることなく、男子と同等の条件で、国内法で定める公職につき、及び国内法で定めるすべての公務を執行する権利を有する」とあるのが、既婚婦人の教員と公務員についてのオランダの国内法と抵触するのである。しかし、地方公共団体の中には、婦人公務員が結婚しても解雇されないような規則を作つたところもある。教員についても臨時教員に雇われている既婚婦人の給料を補償することが決められた。又、婦人団体は、小学校教育法の第38条、即ち、既婚婦人が常勤として教壇に立つ事を禁じた条文を削除するようにとの申入れを内閣に提出した。現に約2500人の婦人教員が小学校に働いているという事実があり、その必要な事を示している。

1900年以来、婦人は種々の重要な公職について来た。大使館参事官、大公使館附文化担当官、市長、公証人、判事、仲裁人、令状執行人、警視などになっている。現在、最も高い地位にある婦人は厚生大臣のマリエ・クロンベ女史である。

7. 私法上の地位

オランダの婦人は、その社会的、政治的地位に比べて、私法上の地位はよくおかれており、特に妻の地位は、1956年7月の民法改正までは、低い方であつた。

(1) 婚姻

夫が婚姻関係の長である。

男子は18才、女子は16才で婚姻することができる。成年は、男女ともに21才であるが、婚姻すればそれによつて成年に達したものとみなされる。

イ、国籍 オランダの国籍法は「家族の国籍統一」を目的としており、妻の国籍は夫の国籍に従う。外国婦人がオランダ人と結婚した時は、当然オランダ国籍を取得する。オランダ婦人が外国人と結婚した時は、他の国籍を取得しないときには、オランダ国籍を保持する。

ロ、姓名 妻の姓名については、法律上の規定は何もないが、慣習として、自分の姓名の前に夫の名前をつけてよるのが普通である。

ハ、夫婦間の義務 妻は夫と同居する義務がある。本籍は、原則として夫の本籍に従い、住所も夫の指定に従う。

妻は夫に従い、夫は妻を保護する義務がある。夫婦は互に扶養の義務を負う。夫婦は互に貞操の義務があり、姦淫は離婚の原因となるばかりでなく、姦淫した夫又は妻、及び姦淫の相手が、既婚者たることを知っていた時は、その相手も、刑事的責任がある。夫又は妻に姦淫された妻又は夫が、三ヶ月以内に告訴して離婚を要求した時には、検察庁が起訴する。

(2) 妻の行為能力

前述の如く、1956年6月オランダ国会は、法律第343号「妻の契約上の無能力を廃止する法律」を可決し、長年の懸案であつた妻の民事上の地位が大巾に向上した。この時まで妻は、離婚や財産分与の問題等を除いて、又は、親、後見人或は破産管財人の資格で手続きを行う場合のほか、独立して、訴訟をすることはできなかったが、この法律によつてこの制限が除去された。又、独身婦人には以前から、男子と同様に契約をしたり、信託における受託者、又は保証人となる資格があつたのに妻は、結婚前に、自分自身の財産に関する契約を保留することをしなかつた時には、妻のする契約は夫が承認した場合のみ有効であり、又保証人になるにも夫の承認を要した。又、妻は、如何なる職業を行うにも、夫の許可を要し職業をはじめる前に、妻は、その職業について、夫の許可があつたこと、

条件付きの場合はその条件の内容を、商業登録簿に届けなければならず、夫が、この登録の取消しを届出れば、理由の如何を問わずこの許可を取消することができたのである。しかしこれらの制限も一切取除かれて妻は独立して契約し、職業を持つことができるようになった。

(3) 夫婦財産制

夫婦の財産は原則として共有であり、婚姻前の取りきめによつて一部又は全部分立の財産とすることも出来る。いわゆる摺折的共有財産制である。婚姻前の取りきめを後に変更することは婚姻関係そのものと同様むづかしい。

何も婚姻前の取りきめがない時は、完全共有制、即ち、婚姻前及び婚姻中に夫婦の一方が取得した財物は、極く個人的な身辺の持物を除き、動産、不動産、利益、収入等のすべてを含み、共有債務は、婚姻前及び婚姻中に生じた夫婦何れの債務をも含む。オランダの夫婦の90%はこの完全共有制をとっている。

この共有財産についても以前は夫が管理者であり、その処分についての全権をもつていて妻は家事の費用と、妻が独立にやっている職業のためにのみ、夫が承認しているものとみなされていた。それ以外の場合には、妻は共有財産やその収入に対して、何の処分権もなく、夫の管理不行届のためにおこした損失に対する賠償請求もできなかった。妻が法定で夫の「明白なる不始末」又は「甚だしい怠慢」を立証すれば、財産を分離することができたのみである。しかし、これも新しい法律によつて平等となり、婚姻以前又は婚姻中に得た財産は各各自で管理することになった。故に財産管理のし方の実際は、大体各自別財産をもっているのと同じようなものである。

死亡、離婚又は法定分離による共有の解消の時は、夫婦共有財産を平等に分ける。

(4) 相続と遺贈

以前は妻は、夫の承認なしには、相続や遺贈を受けたり、放棄したりできなかった。又、遺言執行をするにも夫の承認を要したが、新しい法律ではその必要がなくなった。

夫婦とも、互に相手の遺産の相続権はないが、子供は男女平等に相続権がある。

(5) 親権

未成年の子供の財産は父の管理するところとなるが、子供自身についての親権は、両親にある。もし両親の意見が不一致の場合は父に従う。しかし、もし明らかに父の決定が子供の精神的肉体的福祉に反するときは、母の訴えによつて、子供の利益の為、裁判所がこれを取消することができる。

非嫡出子に対しては、母親に監護の権利があり、父は子供を認知すれば、自分も監護人と

なる事を裁判所に要求することができる。母親に扶養の義務があるが、父親も養育料を出すことを要求される。

(6) 別居と離婚

イ、別居 夫も妻も別居の訴えを起すことができる。オランダ民法では裁判所で決定する法定別居のみが認められている。法律に定められた別居の理由は、男女に平等であり、又手続きも同じである。別居訴訟中には、妻は夫の住所を離れることができ、別居が認められると、妻は独立の住所を持ち、財産を分離する。もし、妻の訴えにより別居がきめられた場合、妻の収入が生活費に足りないは、夫の財産から、生活費を得るよう決定することもできる。

別居後5年以内に離婚の訴えを起すことができる。両方から別居への申立てをするときは、先づ子供に対する親権者と扶養についてきめなければならない。両親とも子に対する扶養の義務は変わらない。

別居は当事者の合意で中止することができる。

ロ、離婚 夫も妻も離婚の申立てをすることができる。法定理由は男女に平等である。合意による離婚はできない。

訴法は原則として夫の住所地を管轄する裁判所が行う。妻は結婚後も姓名を変えないから、この点については離婚による影響はない。妻は離婚後は独立の住所を持つ。裁判所は離婚訴訟中に夫が妻の扶養のため支払う額をきめることができる。しかし、妻が、裁判所の指定する住所を離れたら、扶養料を得る権利を失う。

離婚の申立てをした側の者の収入が生活費に足りない時は、他方の財産から扶養料を支払うよう決定することができる。故に妻は、妻が離婚訴訟を起し且つ自分の収入が足りないのてなければ扶養料は貰えない。子供に対しては、両親とも扶養の義務を負う。

(7) 再婚

女子は、婚姻解消後300日以上たっていないければ、再婚できない。姦通の理由で離婚した後その姦通の相手と婚姻することが許されないのは男女とも同じである。前の婚姻と同じ相手との再婚は、別居又は離婚届出の日から1年以上たっていないければならず、三度以上同じ相手と結婚することは禁じられている。

再婚しても、前の配偶者を扶養する義務は解消しないが、妻が再婚して必要がなくなったり、夫が再婚して扶養すべき者がふえたりすると、裁判所はこれを変更することができる。又、普通は、子供の扶養義務も続行するが、再婚によつて、子供の側の必要、或は、父又は

母の経済状態が変化した時は、状況に応じて、裁判所がこれを変更することができる。

5 教育

オランダにおいては教育は「自由」を第一とし、地方の教育委員会や私立学校委員会に大体委せられており、文部省は補助金関係のことを監督するだけに止る。

オランダの子供は、大体4才位で幼稚園に行き、小学校は6才から12才までで、義務教育は14才までとなつている。12才で小学校を卒業すると、将来の方針に応じ、男子、11%女子、10%は中学校へ、26%は高等小学校へ、男子の45%は農業学校へ、女子の365%は家政学校へ進学する。

男子と女子の学生生徒数は、初等教育においては殆ど同数、中等教育においても大差ないが、それより上級になると女子学生の率は少なくなる。次に段階における全学生生徒数とその中で女子の占める割合を表に示すと1951年現在次の通りである。

小 学 校		中 等 学 校		上 級 学 校	
		中 学 校	その他の職業的学校		
総 数	女 子	総 数	女 子	総 数	女 子
1,271,000	48%	221,000	43%	356,000	36%
				36,000	17%

小学校の就学率は男女とも戦前から非常に高く、現在と変わらないが、中学校においては、1940年〜41年に女子は全体の41%であつたのが、10年間に43%まで増加した。職業的学校においても同様の傾向が見られる。

学校は、圧倒的に男女共学が多く、特に公立学校は男女共学を実施している。学習科目も殆ど男女同じで、義務教育の7、8年目に女子のため料理、裁縫手芸などが設けられている程度である。

前述の家政学校は2年制で、学科の3分の1以上が一般教養でそれ以外は家政関係の課目であつて、普通の家庭で家事を能率的にやることを教える。このほかに更に進んだ専門的な教育をする学校もある。

小学校の教師は1951年現在、総数36243人中女子が16871人で47%を占め、中学校では13423人中2605人で19.4%である。その養成課程は男女とも同じである。大学についても、1917年にはじめて婦人教授が出、今はカルビン派、ローマンカトリック派の大学も含め、どの大学でも(神学部を除き)婦人教授がいる。

又、主婦となつた婦人達の教育のことも考えられており、例えば「家事と家族に関する知識の委員会」とか「農村の家事知識の委員会」というものがあつて、主婦のために家事や育児についていろいろな講習をしたり、パンフレットを出したりしている。

6 労働

第一次世界大戦の人手不足の時を一契機として婦人の職場進出は著しく、今日では、あらゆる

る職業の中で鉱山の坑内作業と激しい肉体労働を要する金属工業をのぞいて、婦人労働者のいない産業は全く想像もできない位である。最近において1947年-1950年の間に工業、商業及び運輸業に雇われて働く婦人の数は400,000人から500,000人に増加し、なお増加しつつある状態である。たとえば、幼児教育は全く婦人の手に委ねられ、小学校の教師の47%中学校教師の20%が婦人であり、公務員も17%が婦人で占められている。この二つの職種においては、男女同一労働同一賃金を実施されており、私企業においても、経済的地位にある場合は平等に賃金を払われている。一般には婦人の賃金は男子よりも20%から30%低い、年齢の低い場合は両者の差は比較的少い。

現在最も問題になっていることは、婦人労働に対する需要が供給の1.0倍もあることである。事務所はタイピストや秘書が足りず、病院は看護婦が不足し、文部省は既婚婦人に教師の経験のあるものはもう一度教壇に立てとよびかけている。しかし、第二次大戦後増加しつつあるとはいえ、既婚婦人は余り職場進出に積極的ではない。ホテル事業がその婦人労働者総数中27%を占め最高で、次は工場労働者や公務員の10%位がこれにつく。最近では手仕事、書記、喫茶店、病院等で増加しつつある。

家事が単純化された今日では、大抵の主婦は半日で家事を済ませることができる。小さい子供のいる大家族の主婦であれば外に仕事を持つことは無理であろうが、オランダでは夫婦の17%が子供がない。もしあつたとしても45才以上になって一日中家事に縛られている人は少い。100年前には45才の婦人は年寄と考えられていたが、今オランダ婦人の平均寿命が72才であるから45才ではまだ25年以上も先があり、働き盛りといえよう。そこで、若い既婚婦人で子供のない者や、高年で子供が成長してしまつたものなどを、パートタイムの仕事に吸収するべく使用者側では大変努力している。これは、教員、社会事業、賄人、食料品配達人、レストラン給仕、洗濯婦、秘書、繊維工業、家政婦、歯科医や医師の助手、電話交換手、などの職種に多く行われて人手不足を補っている。国家公務員も1952年には婦人27943人中3230人がパートタイム勤務者で、そのうち1498人が既婚婦人である。しかし、パートタイム制度については政府当局も労働市場が不安定であるとして余り奨励せず、又労働組合も労働者全体の賃金にとって不利であるといつて反対している。一般世論も、本来夫の給料と子供に貰う手当てで家計はやつていけるべきものであるとして、妻が外で働くことに賛成ではない。

7 社会福祉

この分野においては、有志の団体などの力に負うところが大きく、自分で自分のことを気

をつけ、上から又はよそからの世話になることを喜ばないオランダ人の気質が発揮されている。中でも三つの十字架（緑十字、白十字、橙緑十字の三つで各々無宗教、ローマンカトリック、新教の団体である。）が、特に農村における保健衛生の面に關することすべて扱っている。大都市では市当局が何でもやるので、十字架に入っている人は20~25%にすぎないが、農村では殆ど全部が参加している。この団体は3,000人のよく訓練された巡回看護婦をもつていて、この看護婦達が、人々と医者、保健所や診療所などと連絡する役目をしたり、学校の校医を助けたり、保健の講習をしたりしてその力は高く評価され、人々に信頼されている。

保健所の医者も同様に十字架の所屬であるから、母親が子供を連れて保健所にいき診てもらふ医者は結局彼女の医者であり、その後回ってくる看護婦も彼女自身の看護婦というわけである。

民間団体で雇っている「出産家政婦」が3,400人位ある。彼女らは15ヶ月の訓練を受け、若い母親と赤ん坊の世話をするほか、家事もやつてくれるので、たくさんの母親が安心して自宅でお産をすることができる。

更に市町村によつては、主婦が病氣になつた時に手伝いに出る家政婦を持つているところもあり、これはその家の経済状態にかかわらず、医師や巡回看護婦が必要と認めた時にはどこへでも出かけていき、この費用の払えない人には無料である。

社会保障

労働災害保険、農園芸災害保健、海員保険、疾病保険等の他家族手当法、養老年金法等がある。

家族手当は、年6000ギルダ以下の収入の者で、16才以下の子供、27才以下で学校へいつている子供又は20才以下で病弱な子供をもつている雇用労働者には雇主から支払われる。自営業者の家族手当法もあり、これによれば年3000ギルダ以下の収入で3人以上の子供のある人に与えられる。給付は16才以下の第3子からであるが、学校へいつていれば26才まで、病弱の子供は20才まで含まれる。

養老年金は、男子と独身女子は65才になると貰える。額は各自の収入と居住地域により異なるが、妻帯者は多い。

8 婦人団体

オランダの婦人団体は、6人位の会員しかない「婦人サークル」から、547の支部と、44,000人の会員を擁するオランダ農村婦人協会に至るまで、種々の団体がある。

「婦人サークル」は、団体の一番古い形で、互に知り合った友達同志が、一週一度か二週に一度又は月に一度というふうに午後集るというもので、会員となるには特に招待されなければ入れないのが普通である。これらは、はじめは慈善の目的で、貧しい人の為に衣服を縫ったり刺繍をしたり又、親睦の目的で、会員が順番に自宅を場所に提供して、一緒にお茶を飲んだりおしゃべりをしたりするものであった。今でもこの種の集りはあるが、慈善よりも親睦に重点がおかれ、ブリツヂをしたり、本を読んだり、外国語や歴史や美術を一緒に習ったりする集りになっている。

これに似たものに、「母親クラブ」と「少女クラブ」がある。オランダでは、昔から母親クラブや少女クラブを指導するのは、牧師夫人の仕事であつた。現在大きい町では巡回看護婦が行つているところもある母親は忙がしいので実際はおばあさんクラブになることが多いが、会員はその教区のおばあさんや母親である。会員は週一回教会の近くの牧師の家に集つて、編み物や刺繍をし、牧師夫人が本を読んで聞かせる。又、お茶をのんだりおしゃべりをしたりする時間もつくる。又、牧師夫人や巡回看護婦が短かい教訓的なお話をする時もある。故にこの会には親睦の要素が大きい。昔、ラジオもない時は、家にとじこもっている主婦たちにとつてこれは、気晴しになつた。婦人同志会うことができるし、牧師夫人は外の社会の出来事を話して皆に関心を持たせるよう努めるので見聞がひろまる。社会の状態は変つても、これらの母親クラブは今でも多くの婦人にとつて大変重要な意味をもっており、このクラブで年一回一緒にするバス旅行は、多くの婦人にとつて毎年の楽しみになっている。

これらのクラブは、特定の目的をもち会員自身の活動を必要とするような団体には、なかなか参加しようとしなない婦人達のためのものである。このような小さいクラブを別にすれば、婦人団体を三つに分類することができる。

- 1 会員以外の第三者を援助する為の団体
- 2 婦人の市民として、社会人としての活動に関心をもたせる為の団体
- 3 主として会員自身の為の団体

最後の第三のグループが最も大きい。

更に、オランダの社会全体は、大ざっぱにいつて、「一般グループ」「新教グループ」

「ローマカトリックグループ」及び「社会主義グループ」の四つの支柱に支えられているといえ

る。そしてこの四つの分け方が、放送局とか、労働組合から羊飼育組合に至るまで、適用でき、同じことが、婦人団体の分野についてもいえる。

先づ、婦人団体の第一のグループから始める。

(1)「連盟」(The Union)(所在地:51. Weteringschans, Amsterdam)これは75年前に創立され、若い婦人を道徳的危険から守る目的をもっていたが、時代によつて変る状況に応じてそのやり方は変遷して来た。当初その対象であつた女中や下女というものとは殆どなくなり、その代りに、両親の住所から離れて仕事を持ち、忠告や友達又は家庭的な雰囲気が必要としている娘たちがいる。この娘たちのために、「連盟」は数ヶ所にクラブ、ハウスをもつていて、娘たちはこゝにやつて来て、社交的な雰囲気の中で時を過ごすことができる。又、刺繍をしたり音楽をしたり、或は演劇やダンスなど娘たちの好きそうな催し物もある。クラブハウスには又宿泊設備や食堂もあり、普通より安く安全である。このクラブハウスの他に、「連盟」の支部の或ものは他の団体と共同したりして「食堂」をもち、下宿している娘たちや時には男の子も、安くてよい食物を食べられる。

このほか、「連盟」は新しいやり方として、YMCAとYWCAとの協力で「社会相談情報部」(Social Advice and Information Bureau)を持つてゐる。これは大都会の鉄道の駅におかれ、誰でも入つて来て、たとえば、借用できるホテルとか、下宿とか団体やクラブ、或は若い娘や青年が出かけて滞在したいと思う外国の場所について問合せたり、つきそいなして旅行する子供達が、乗換を間違えないよう気をつけて欲しいと頼んだり、駅前の電車に乗らねばならぬ老人の世話をすることを頼んだりできる。

「連盟」のほかにも類似の事業をしている団体はたくさんあり、現在は、婦人の一人旅が珍しくないとはいえ、その社会的な起りの故に、そして普通のホテルより安いという理由で、今でも盛に利用されている。

(2)「婦人奉仕同盟」(Union of Female volunteers)(UVV)(所在地:51. Weteringschans, Amsterdam)

婦人奉仕同盟は、1938年に創立され、非常の場合に役立つよう婦人の奉仕隊を訓練する目的で、戦時中の婦人補助隊と赤十字の仕事を少しづつあわせたようなものであつた。そして、ドイツの爆撃を打けたロッテルダム町などでは、勇敢に働いたが、戦争が済んだ後は、社会事業の各方面に進出して、収容所や刑務所から解放されて帰つた人々の世話とか、衣食に困つた人々の救済などに活躍した。又、オランダでは看護婦が不足しているので、この奉仕同盟の会員が、赤十字の特別講習を受けて、この代りをつとめ、毎日とか一日おき位に病人を見回っている者も

ある。この仕事を通じて老人の問題解決の必要を知り、老人達を慰めるために、心地よいクラブをつくり、老人が互に友達になり、話し合つたり、ゲームをしたり、読書や刺繍をしたり、時には簡単な仕事を与えられて、ちょっとした贈物や家庭用品を作つたりできる場所を提供している。又、「日曜母親」になつて両親と離れて「子供の家」にいる子供達の母親役を週一回努めるものもある。又、外国へ出航しようとする移民船に乗つて子供連れの母親が最後の手続きを済ませ船内に到着くまで子供を見てやることもする。1953年のジール地方洪水の後には、花の球根と鉢をこの地方のすべての家庭に贈り、再び皆が花を楽しめるようにした。会員8000人はこれらの仕事を無報酬で行い、ある場合はむしろ幾分か寄附金を払わねばならない。会員の資格は、他人の為に奉仕する時間があること(週1日から月数時間までいろいろある)が条件であつて、各会員が皆自分に適した仕事を与えられるよう配慮されている。

次に第二のグループについて述べる。

(1)「婦人の利益、婦人労働及び平等市民権協会」(略して「婦人の利益協会」又は「婦人同盟」)これは、婦人参政権と婦人労働の為の団体から発生した。参政権を獲得した後は、この種の団体は必要ないかと思われたが、間もなく、まだ婦人は男子に比べてよき市民としての自覚に乏しいところがあることがわかり、婦人に門戸を開きしている職業もまだ残されており、又民法上も1956年6月まで妻は未成年者と同じ扱いで夫の許可なしには物の売買もできない状態であつた。男女同一労働同一賃金も実施されず、婦人公務員は結婚したら解雇されるきまりである。そこで、婦人同盟は、婦人の従属的地位に対する戦いの中心として活動している。

そのために、婦人に関係あることが問題となつてゐる時には、同盟は政府や国会に働きかけ、一方、講演会や会合を開き、パンフレットや月刊機関紙を発行して、婦人自身の間に国家や社会に対する関心を高めようと努力している。選挙の前には、同盟支部が会合を開き、各政党の婦人党員の話をきき、婦人達の判断の助けにして、昔のように夫や父のいうなりに投票するやり方から進歩させようとしている。

会員数は2~3000人に過ぎないが、オランダの全婦人によびかけている。会員達は主として、高等教育を受けた35才以上の婦人で、いわば、婦人運動の指導者達ともいえるものである。

(2)オランダ婦人キリスト教同盟、

これは、名の通り、伝統的な新教を信ずる婦人の団体で、その目的は、社会的政治的問題に関する婦人の啓蒙である。更に、最近では、実質的な社会援助をすることも活動の一つとなつてゐる。

第一次世界大戦前から、婦人はだんだん認められるようになって来たが、新聞や国会で婦人問題が論ぜられる時には宗教に関係のない婦人団体の意見が、いつも婦人全体を代表するものとし

て考えられたので、キリスト教信者の婦人達は、キリスト教婦人団体の必要を感じ、1919年（参政権獲得の少し前）にこの団体を作った。最初の一年間に月例会やその他の会合で議題とした問題は、例えば、衆議院、少年裁判所、結婚の形式、児童手当、既婚婦人公務員についての取扱、女子教育等、政治的、社会的問題である。そして、はじめから、婦人同盟と反対に街の普通の主婦達によびかけ、その政治的、社会的関心をたかめることにつとめた。

会員数は現在65000人で、『婦人同盟』よりも多く、婦人団体中最大のものの一である。各支部は毎月例会をして、会の活動について話し合うほか、宗教的及び一般的会合も催される。事実上、婦人キリスト教同盟は、オランダにおける新教の各政党のバックボーンとなつている。

会員は、伝統的新教を信ずる人々であるから、過半数は平民であるが、少数の人は昔の貴族の中から出ている。

次いで第三のグループについて述べよう。

(1) オランダ主婦協会

これはこのグループの中で最も古く又最も大きいもので、主婦の労働組合ともいえる。1912年、婦人労働者の指導的地位にあつた2人の女史によつてはじめられ、他の労働組合が、労働者の利益の為に働くのと同様、主婦の利益の為、政府や企業体やその他婦人に関係あると思われるすべての機関に対してその立場を主張するものである。

たとえば、家庭用品の実用性や価値を試験して、一定基準に達していれば、業者はその商品に品質証明のマークをつけることができるようにしたり、第二次大戦後、家事使用人組合と協力して家事使用人の為の契約案を作成して、家事使用人を搾取から守つた。このことはまた使用者側にも、その雇人達に法的な保障を与えることになつて、役に立つた。又、病気やその他で家事のできない主婦、そして人を雇おうにも金のない人の為、入院や雇人の給料のために使う基金を持っている。

会員は約33500人が1200支部に分れて、殆どの主婦に働きかけているが、労働者階級の婦人にまでは達していない。

(2) 農村婦人の諸団体

この部門では、前述の四支柱の影響が大変強くあらわれている。即ち、農村婦人の団体としては『オランダ農村婦人同盟』『ローマカトリック農村婦人同盟』『キリスト教農村主婦及び女子青年同盟』がある。農村婦人の団体が現われたのは1930年以来で餘り古くない。これは、オランダの社会が非常に都会偏重であるからで、農村の人々は長い間、自分自身を都会人より低いものとして考えて来た。

しかし、これらの団体の努力や、戦争中の都会人の疎開などによつて、こういう傾向は、なくなり、農村婦人はむしろ都会婦人より積極的なことが多くなつた。これらの団体は、会員である農村婦人の啓蒙、（それに宗教的要素が加わることもある）と、政府や該当機関に対し農村婦人の生活水準向上のために働きかけることがその目的である。

これらも他の団体と同じく、会合をしたり講演をしたりするほか、村の集会所や幼稚園の設立運動をしたり、農村むきの服装の研究をしてファッションショウを開いたり、農家むきの家具を工夫したり、冬のための副業の勉強をしたりして活躍している。

これらの団体に属している農村婦人の数は100000人であつて、他のどの婦人団体よりもその影響力の及ぶ範囲は広い。

(3) この他、婦人労働者に働きかけるものとして、労働党婦人同盟やカトリックの団体があり、その内容や実質は、農村婦人の諸団体と類似するものである。

これらの大きい団体の他、主なものには、女子学生、女子の大学卒業生、職業婦人等の団体、キリスト教女子青年会、全国婦人協議会等々があり、各々の分野で盛に活躍している。

○ ベルギーの婦人

1. ベルギーについて

ベルギーは、ヨーロッパ大陸の北西部にあり、北はオランダ、東はドイツとルクセンブルグ、南はフランスに接し、西は北海に接している。国土総面積34095平方キロメートル、人口は約8725000人（1952年推定）で、北部の住民はフランドル系、南部はワロン系である。

工業国であると同時に、高度に発達した農業国で全国面積の60%が農地であるが、穀物の生産は副業でむしろ牧畜が重きをおかれ、牛が最も盛で馬や豚などもある。就業人口の大部分は、商工業に吸収され、工業は、豊富な国内石炭、鉄鉱資源を利用して基礎産業を確立し、外国から工業原料を輸入している。機械工業、繊維産業、造船業が盛である。

紀元前のシーザー征服以来、欧州の強国に隷属して来たが、1831年にオランダから独立して、レオポルド一世を奉ずる立憲君主国となつた。1839年ロンドン条約によつて永世中立国となつたが、第一次、第二次大戦ともドイツに侵入された。第二次大戦でドイツ侵入の際、国王のレオポルド三世は内閣の反対をおし切つて無条件降伏をし、このため政府はロンドンに亡命政権を樹立、44年9月のベルギー解放によつて帰国したが、レオポルド三世はドイツ側に監禁されてスイスに亡命し、議会はその弟シャルル公を摂政とした。51年7月国王は退位して皇太子がつぎホウドワン一世となつた。

立法権は、国立と、上院175人、下院212人の国会にあり、この両院は4年毎に改選される。

2 法律上の地位

a、政治的権利

1921年に、ベルギーの婦人は地方選挙における投票権を獲得した。同時に、一定の婦人即ち、第1次世界大戦で、戦死した人の妻、妻のないときは母親、又は、敵国の軍隊に捕えられた婦人達は国会議員の選挙にも投票権を与えられた。21才以上の婦人に完全な参政権が与えられたのは1948年で、その後、1949年、1950年、1954年の3回の選挙が行われたが、婦人の投票の傾向も、男子のそれと著しく異なることはない。

公職に関しては、1928年に、裁判所関係を除き、平等を認められたが、現在では、婦人も裁判官、公証人、弁護士などにもつく事ができる。

公務員の地位については男女による差別はない。

ベルギー政府は、「婦人の参政権に関する条約」にまだ署名していない。1951年10月に国連事務総長から送付された同条約に加入するようにとの勧誘に対して、次のように回答している。

「……ベルギー政府は本条約の三箇条の中に示されている原則を遵守している。これらの原則はベルギーにおいてすでに採用されてきたところである。実際面においても、餘り重要でない僅かの例外、たとえば、軍隊が婦人を入れないというようなことがあるだけであり、このような例外は平等の原則やその実施を弱めるようなことはない。

しかし一方、コンゴヤルアンダウランデインの原住民の文明段階においては、このことはたゞ望ましい目的であるに過ぎず、その達成にはまだ長い時日を要する。」

b、私法上の地位

ベルギーの婦人は、その社会的、政治的地位に比べて、私法上の地位はやゝおくれしており、特に妻の地位は低い。

1. 婚姻

男子は18才、女子は15才で婚姻することができる。婚姻の成立には両当事者の自由意志による承認が必要とされる。成年は男女とも21才で、未成年者の婚姻には両親の承認が必要で、両親の意見が一致しないときは父の承認があればよい。成年に達すれば、婚姻について親の承認は必要ではないが、一応意見を聞かねばならず、承認がなくてもその後1か月の間に親が裁判所に訴えなければ、婚姻することができる。当事者が25才以上になれば、親は裁判所に訴えることもできない。

に訴えることもできない。

イ、国籍、妻の国籍は夫の国籍に従う、ベルギー人と結婚した外国婦人又は夫が自由意志でベルギー人になった場合妻はベルギー国籍を得る。婚姻解消後はベルギー国籍を放棄することができる。

外国人と結婚してその国籍を取得した婦人はベルギー国籍を失う、外国々籍を自由意志で取得した夫の妻がその外国法によつて当然外国々籍を取得するときはベルギー国籍を失う。

ロ、姓名、妻が夫の姓を用いるのは社会的習慣によるもので法律上の規定はない。未亡人になつても夫の姓を用いて差支えないが離婚した場合はいけない。

ハ、住所、夫の住所は家庭の所在地である。

しかし、夫がそれ以外にも住所をもつ事についての制限はなく、妻の許可も必要でないのに対し、妻は他に住所を夫の許可なしにもつことはできない。但し、夫の権威下から自由になつた場合、即ち、離婚、別居、又は夫の遺棄、夫の法的無能力等の場合はもつことができる。

ニ、夫婦間の義務、夫が婚姻関係の長である。夫は妻を保護し、妻は夫に従う義務がある。

同居の義務は相互的なものであり、夫が住所を指定する。

夫も妻も、各々の地位と財産に応じて家庭の支出を負担し、互に助け合う義務がある。もし、妻が自分の責でなく夫と別居しているときは扶養料の請求権があり、もし夫が貧しく、妻の責により別居しているときは夫も扶養料の請求権がある。

貞操の義務も相互的なものである。妻の姦通は犯罪となり、又夫も妻を家庭に連れ込んだ場合は同じく犯罪となる。

夫婦間の義務の違反について、平等な損害賠償請求権がある。

2、妻の行為能力

妻は、法律に定める場合のほか、夫の許可なしに無料でも、又報酬としても財物を与えてはならず、売ったり、抵当に入れたり、取得したりしてはならず、契約も行えない、また夫の承諾なしには、原告としても被告としても裁判所に出席することはできない。但し、刑事事件の被告となつた場合と夫婦間の訴訟の場合、及び妻が管理する財産や妻の職業に関する権利についての訴訟の時は例外である。普通の場合も、夫の承諾が得られない時は妻は裁判所に訴えることができる。又、夫はいつでも取消し得ることを条件として、予め全般的承諾を与えておくこともできる。

独身婦人には、男子と同様に契約などの法律行為をする能力を認められている。妻の法律行為には夫の承諾を必要とするが、妻は、家庭をやつていく為のことについては夫から承諾

をえているものと見なされており、家庭の費用のためにはその共有財産を抵当に入れることができる。

妻が独立した職業を営むには、夫の明示の許可を要する。夫が反対した場合は裁判所に訴えることができる。

3、夫婦財産制

夫婦の財産は原則として共有であり、特に契約をしない限り、制限共有制である。即ち、婚姻前と婚姻中に取得されたすべての動産と、婚姻中に相続や贈与によつて得た不動産、収入、利益、利子等や、婚姻中に各目別の財産から得た収入、利益、利子などと一緒に共有財産となる。但し、婚姻中に相続し、又は贈与された不動産は別とする。

共有財産は夫が管理する。夫は妻の承認なしに、共有財産を売つたり、抵当に入れたりすることができる。

共有財産を夫の債務の弁済にあてることができる。妻の債務については共有財産は関係ない。夫も妻も共有財産を子供以外の相手に与えてはならない。

妻の持参金が危険になったり、夫が妻の権利を充分に守らない時は、妻は共有の解消を裁判所に申立てることができる。

死別、別居、離婚によつても共有が解消する。妻又はその相続人がその取分や債務の額を放棄しない限り、平等に分配する。

共有財産とは別になつて妻の財産も、夫によつて管理される。しかし、その不動産は妻の承諾なしに譲渡してはならぬ。

契約により、すべての財産を別にして、妻も自分の財産を管理するやり方にもできる。しかし、この時も妻がその不動産を譲渡する時は夫の明示された承認を要する。

夫婦は契約に従い、家庭の費用を分担するが、契約のない時は妻は自分の取分の三分の一を出す。

4、相続

妻は、夫の承諾なしに相続してはならぬ。

夫婦とも、互に法定相続人にはならないが子供は遺言の如何にかかわらず、男女平等に相続権がある。

5、親権

親権は両親に共同のものとして与えられているが、婚姻中は、父のみがこれを行使する。離婚や別居の際は、判決に従つて、どちらか一方の親又は第三者が監護と法的管理の部分を行使することになるが、他方の親も全然親権をとり上げられたのではない。父の死後は全部が母

に移る。

婚姻中は、父が未成年の子の財産を管理する。父の死後、後見人となつた母がこれを行うが再婚すれば財産管理権を失う。又後見についても家族会議のとりきめにより続けるときは第二の夫と共同してすることになる。

離婚の際は、子供がどちらの親に監護されるかに関係なく、夫婦とも未成年の子供の養育費負担の義務を負い、裁判所の判決に従つて支払う。

非嫡出子の母は子の父に対して結婚を要求することはできないが、法律で定めた妊娠期間中に関係のあつた人から出産費用と、場合により賠償金をとることができる。非嫡出子の父と母は自発的な又は法定の認知によつてのみ決定される。

独身男女の場合、養子縁組に関する差別はない。夫婦が養子をするときは、両方の承諾が必要である。

6、別居と離婚

イ、別居 事実上の別居と法定別居とがある。事実上の別居のときは、一方は他方が家庭に帰ることを強制しよう公の機関に依頼することはできないが、動産、不動産を移転することの禁止など間接的救済方法がある。しかし根本的には、法的別居が離婚によるのが一番の救済法である。

法定別居の理由は男女平等である。但し夫の不貞の時は、夫が妻を家庭に連れこんだ場合だけが強制的別居の理由となる。法定別居が行われると、夫婦が同居して互に助け合う義務がなくなり又、夫の婚姻関係における權威もなくなり、貞操と扶養の義務のみ残る。共有財産も分けられて、妻も自分の財産を管理する権利を復活する。別居は同居の再開が離婚によつて終る。

ロ、離婚 夫婦とも申立てることができ、理由も平等であるが、夫の不貞が理由のときは、妻を家庭に連れ込んだ場合のみ決定的である。単なる不貞の時は、離婚の理由となるに充分な程の侮辱であると裁判所が認定しなければならない。

離婚すれば、夫は当然夫としての權威を失い、妻はその法律的能力を全部回復する。夫婦とも離婚を申立てる個が、相手から賠償金をとる時は裁判所の決定によらねばならない。離婚訴訟中は双方とも財産を処分することができず、暫定的な方法を裁判所がきめる。又子供についても訴訟中は裁判所のとりきめがない限り夫が後見人となる。離婚すれば子供は裁判所の判決が特に示さなければ申立てた側に監護権が与えられるが、その扶養と教育は父母ともその財産に応じて責任をもつ。

7、再婚

女子は前の婚姻解消後原則として10ヶ月たなければ再婚できない。合意による離婚の時、不貞のために離婚となりその相手と再婚したい場合は3年である。夫は、不貞の相手との再婚に3年待つことの適用される。前の婚姻と同じ相手と結婚するときは、もう一度結婚式をすれば期間はかまわない。

義兄弟や義姉妹との結婚は、その関係の間にあつたものが死亡した時は差支えない。

再婚にあつて前の夫や妻から離婚賠償をとる権利は再婚のために当然なくなることはない。しかし、再婚後これがなくなつた時は止める。子供の監護権には影響ない。

3、教育

ベルギーの幼児教育は3才～6才まで小学校に入る前の準備として行われる。

義務教育は、1954年から、6才～15才の9年間となつていて、小学校の6年間と中学校の3年間に分れる。中学校は一般教養や古典、職業教育などがなされ、時に農業や家事が入る場合もある。中学教育の第4年目即ち高等学校からは、ラテン・グリーク、ラテン・数学、ラテン・科学などをするラテン科と科学、経済に分れるモダン科がある。又他にこの段階には種々の職業教育もある。

更に中等教育6年修了者の入る、より高等な職業教育課程があり、女子は家政学校、社会事業学校、看護婦や産婆などの学校に多く進むが、農家の女子むけの学校もある。

男子と女子の学生生徒数は、初等教育においては同じであり、中等教育においても差は少ないが、より上級になると女子の率はずつと少くなる。次に各段階における全学生生徒数と、その中で女子の占める割合を表に示すと、1950年現在次の通りである。

小 学 校		中 等 学 校				大 学 (1951年)	
		中 学 校		その他の職業的学校			
総 数	女子	総 数	女子	総 数	女子	総 数	女子
811,000	50%	129,000	46%	240,000	46%	23,000	17%

男女共学の学校数は、男子のみ、女子のみの学校とは同じ位である。

幼児教育の保姆は義務教育修了後3年間、小学校教員は4年間、中学校教員は中等教育6年修了後2年間又は小学校教員養成所卒業後2年間の養成期間を経てなるが、高等学校教員は大学卒業後たることを要する。

1951年に小学校教員総数32,342人中婦人は17750人で55%を占めている。

そのほか、博物館職員なども男子と同数位の進出をしている。

4、労働

1947年の国勢調査によれば、ベルギーにおける経済活動人口就業者と失業者の合計は総人口の40.9%であるが、男子63.3%に対し女子は19.0%である。(日本は1950年に全体で43.6%、男子54.7%、女子33.0%)

雇用労働者として働いている女子の産業別分布は製造業が一番多く、ついで公務および公共サービス業、旅館業と対個人サービス業、商業、運輸通信業の順である。家族従業者としては農業が一番多く、商業、サービス業がこれに次ぐ。

男子に比べ女子は被雇用者及び補助者においてその割合が著しく多く、使用者及び労働者において著しく減少している。

又、女子労働力人口の年齢層は若く、独身者の割合が多い。

ベルギー政府はILO条約第100号(男女同一労働同一賃金に関する国際条約)を批准している。しかし、実際面においては、同一労働同一賃金の原則は、公共事業においては実施されているが、一方「最低賃金に関する法令」は、無資格の男女労働者の報酬の差を25%としているほか、団体協約にも最低賃金上の格差を定め、男女に差別のある賃金表の設定を行つてゐることは珍らしくない。その上、婦人労働者の45%は30才以下であり、年齢の増加と関係のある報酬の増加が少いので、平均賃金が女子は非常に低い。

婦人は一般に職業を臨時のものと考え、家計を補う目的で応急に就職する無資格労働者が多い。しかし、最近では、婦人を監督的地位にもつと受け入れる傾向が見えており、高等教育を受ける女子もふえている。

最近の婦人労働問題としては失業の増加があり、1955年には失業婦人の職業輔導が法制化された。婦人の失業率は男子のそれ(約5%)に比べて常に高く、特にこの数年、失業保険のために登録された婦人の率は、1951年15%、1952年18%、1953年17%、1954年15%、1955年11%となつている。

5、社会福祉

1. 老令および遺族年金

1954年から、労働者のための老令および遺族年金に関する法律が施行された。これは労働雇用契約によりベルギー国内で雇用されている労働者に適用され、資金にもとづいた労使均等負担の拠出金と毎年の国庫補助金とで賄われる。

2. 老令年金

年金年令は男子65才女子60才であるが、本人の選択により、年金の支払は本人が65才(女子60才)に達する前5年について、いつでも開始されうるが、この場合は前払いされる各年につき7%だけ給付を減らされる。特に健康に有害な職業については、年金年令は支給年金の減額なしに、男子60才、女子55才に引下げることが許される。老令年金の受給資格は臨時仕事以外の有償職業からの離職を条件とする。

年金の計算基礎は、被保険者が、離職金を払いこんでいた有償労働の期間に労働者の受けた報酬総額で、本人の妻が有償業務についておらず、又本人が社会保険制度による業務傷害補償金、年金、疾病もしくは失業給付をうけていないものについてはその60%、それ以外の場合は45%である。年金は請求権者の就労期間の各年につき計算された報酬額(すなわち平均報酬の60%又は45%)の45分の1(女子は40分の1)からなる。

b. 遺族年金

寡婦年金は通常60才で支給されるが、55才以後にはいつでも前払いされる。その場合は前払いの各年につき7%の減額をうけて、支給される。寡婦年金の受給資格は最低1年の婚姻を条件とする。計算方法は、老令年金と同様であるが、たゞ亡夫の平均収入の30%だけが計算に入れられるにすぎない。

1年以上結婚していた60才未満の寡婦で、その夫が死亡の前年を通じ常時雇用されていたものは、つぎの場合に寡婦手当金を受ける資格がある。即ち、夫死亡の日に45才以上であるか、最低66%の労働不能状態にあるか、又は18才未満の被扶養子女(学生のときは21才未満、無能力者のときは年令に制限なし)を有する場合、又は、その寡婦が労働能力を回復するときまたは子女の世話をしなくなるときに45才以上である場合。寡婦手当金は、夫の平均報酬の25%である。

寡婦年金または寡婦手当金の支給は有償活動の停止を条件とする。再婚したら停止される。

夫の死亡に際し年金または寡婦手当金の受給資格を有しない寡婦は、寡婦手当金の1年分に等しい交付金をうける資格がある。

遺児手当金は特に定める条件及び率により支給される。

2. その他の社会福祉

a. 結婚手当又は貸付

全国組織の労組では結婚準備貯金をしているが、これに対して国家が、貯金額の30%の補助を行う。年令14才から27才までに適用されるが、27才から30才の間で結婚すると、

貯蓄額の130%を支えるのである。年間に1人120フラン以上の貯金をし30才以下で結婚したものに適用される。30才になつても結婚しなかつた者はいくらかの利子をつけて返してくれるだけである。

b. 家族手当

給料生活者の子供に対する手当である。第1子315フラン、第2子315フラン、第3子430フラン、第4子525フラン、第5子以下は695フランである。子供が病弱の時は、少し多い。

児童手当のもらえる子供の年令は18才までであるが学生や仕事見習中である場合は18才までだったものが1951年の命令で21才までに延長された、又、子供手当を受けている人は、別に特別の手当を支える。例えば、正月、イースター、聖ニコラスの日、クリスマス、及び一定の祝祭日などである。

c. 母親に対する福祉

前記の子供手当をうけている子供の母親で、外へ出て報酬を得る仕事についていないものには、第1子に100フラン、第2子以下には各50フランづゝ与えられる。3人以上ある母親には又、別に特別の手当が出る。

妊娠中の診療や育児期間の手当もある。又、分娩後3ヶ月以上乳児診療所に通い、その間子供を母乳で育てた母親には産後手当を払つて、母乳保育を奨励したが、餘り効果が上らなかつたので、これは廃止され、経済的に困っている母親のみ、3ヶ月間の母乳保育に対して、1800フランの手当が支えられることとなつた。これが1952年には135人の母親に与えられた。

d. 住宅関係

低賃住宅協会の大家族に対する家賃軽減を政府が負担し、1953年の予算では750万フランがそのために計上された。

e. ホームヘルプ、サービス

1951年の勅令によつてホームヘルプ(家事手伝い)訓練センターができ、厚生省が補助金を出している。これに応じて、一般の有志団体でもホームヘルプに熱心になり、主婦が留守や病気の時の手代りになつて大変役に立ち喜ばれている。

f. 未婚の母

若い婦人の道徳再教育のためのホームに政府は補助金を出している。

g. その他

多くの民間宗教団体、政治団体、青年団体などは、家族のための休日娯楽センターなどを設ける。ける活動を盛に行っており、労働組合が特に熱心である。

6. 婦人団体

ベルギーの主な婦人団体としては次のようなものがあげられる。

1. キリスト教関係

(1) キリスト教婦人連合会

中流婦人を対象としている。機関誌「婦人、生活、世界」(La Femme; la Vie, le monde)を発行している。

(2) キリスト教大学婦人協会

大学卒業婦人の団体で全国的、国際的に活動している。機関誌「変革」(Echanges)を発行。

(3) 農村主婦会

フランドル地方に10万人、ウーロン地方に1万5千人の会員があり、社会事業、法律相談、家政、農業指導、栄養相談等を行っている。

(4) キリスト教婦人労働者同盟

フランドル地方に20万5千人、ウーロン地方に15万人の会員があり、主に賃金、労働条件の改善に努力している。

(5) ベルギーカトリック婦人会議

2. 社会団体

(1) 自由婦人社会団体連合

(2) 先進婦人会 (Femmes prevoyantes)

(3) 全国婦人活動委員会 (Le Comité National d'Action Feminine) 政治面の活動を行っている。